

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 2 8 日

法 務 局

総 務 部 統 括 監 査 専 門 官 殿

統 括 監 査 専 門 官 殿

民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

民事行政部登記情報システム管理官 殿

地方法務局

総 務 課 長 殿

首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

登 記 情 報 シ ス テ ム 管 理 官 殿

法 務 省 民 事 局 総 務 課 寺尾法務専門官

法務省民事局総務課登記情報センター室 廣原補佐官

法 務 省 民 事 局 民 事 第 二 課 河瀬補佐官

登記情報及び地図情報の電子データによる提供に関する取扱いについて

登記情報及び地図情報の電子データによる提供については、平成 27 年 2 月 9 日付け法務省民二第 88 号当局総務課長・民事第二課長通知「登記情報及び地図情報の電子データによる提供について」及び同日付け当局総務課登記情報センター室補佐官・民事第二課補佐官事務連絡「登記情報及び地図情報の電子データによる提供に関する取扱いについて」（以下「平成 27 年 2 月 9 日付け事務連絡」という。）並びに令和 2 年 1 月 10 日付け法務省民二第 3 号当局総務課長・民事第二課長通知「登記情報及び地図情報の電子データによる提供のオンライン化について」及び同日付け当職ら事務連絡「登記情報及び地図情報の電子データによる提供のオンライン化について」により行われているところですが、これに関し、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令

和6年12月24日閣議決定)において、住居表示の実施手続等について、登記情報及び地図情報の電子データによる提供が可能であることを明らかとすることが示されました。

これに伴い、平成27年2月9日付け事務連絡の別紙1及び別紙2を、それぞれ別紙1及び別紙2のように改めることとしましたので、貴管下登記官及び乙号事務の受託事業者に周知方お取り計らい願います。